

暴風警報（特別警報）発表時における学校の臨時休業 並びに児童生徒の安全確保について

令和2年5月18日
豊見城市教育委員会

1 臨時休業の取扱いについて

(1) 臨時休業を行うことができる場合

- ① 暴風(特別)警報等が発表されたときは、臨時休業の措置をとることができる。
- ② 暴風(特別)警報等の発表前及び解除後においても、校区内の状況に応じ、臨時休業を行うことができる。
- ③ 上記以外の場合においても、特例として校区内の状況(河川の氾濫、道路決壊、浸水等のおそれがある場合)に応じ、臨時休業を行うことができる。

(2) 暴風（特別）警報等の解除に伴う対応について

- ① 午前6時前に解除 になった場合
通常通り登校、登園する。(給食あり) ⇒
- ② 午前7時前に解除 になった場合
○ 8時30分までに登校する。(給食なし)
○ 1校時～4校時の時間割を準備する
○ 4校時終了後下校
- ③ 午前7時以降に解除 になった場合
引き続き臨時休業(各家庭で学習)

※献立を変更する場合があります。
※停電により給食を提供できない場合があります。

2 園児・児童・生徒の安全確保について

- (1) 登校後に暴風(特別)警報等が発表されたときは、暴風、大雨、洪水等の自然災害から園児・児童・生徒を守るため、「安全確保」を優先し、保護者に連絡し、引き取ってもらうことを原則とする。給食等の対応については、暴風(特別)警報等が発表された時刻に応じて決定する。
- (2) 暴風(特別)警報等発表時における学校の臨時休業及び安全確保については、園児・児童・生徒に十分な事前指導をするとともに、保護者に対しても文書またはPTA等の会合を利用して周知徹底を図ること。